

再意見書

2012年10月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) ひーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

2012年10月4日付けにて弊社共から提出しました意見書の通り、第二種指定電気通信設備の指定制度を改めて見直し、指定基準について合理的な結論を得て頂きますよう重ねてお願いいたします。

なお、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿より弊社に関する意見がございましたので、それに対する弊社共の意見を以下に述べます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>同社の不透明な相互接続料算定については、当社が行った平成22年度適用相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りになったことに加え、本年2月に公表された平成23年度適用相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえると、適時適切な措置として賛同いたします。</p> <p>加えて、事業者の立場では相互接続料算定の適正性について、接続会計報告書を基に一定程度の検証は為し得るものの、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに依拠した適正な算定が行われているかどうかは、事業者間の合意に基づく情報開示が実現できなければ検証できません。仮に昨年度と同様に不透明な算定が継続されることとなれば、省令改正ならびに指定告示改正の意義が大きく損なわれる事態になることが懸念されます。</p> <p>したがって、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を強く要望いたします。</p>	<p>弊社は、以前より第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに定める算定方法に則した接続料算定を行っています。</p> <p>算定根拠に係る情報には経営情報が含まれるため競合事業者殿への開示は一部に限定されるものの、以前より総務省殿へは当該ガイドラインに基づいて説明を行っており、2012年度接続料についても同様に説明を行う予定です。</p>

以上